

5-6-3 熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予

こども家庭福祉課	096-366-3030
中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付を償還中の方で、償還が困難な方については、償還を猶予できる場合があります。

対象となる方

- ① 地震により住家の全半壊の被災をされた方
- ② 療養に1ヶ月以上の負傷をされ、償還が困難な方
- ③ 失職して償還が困難な方

※上記は主な事例であり、地震の影響により償還が困難となった事情を個別に確認の上、判断します。

お手続き

- ・熊本市母子父子相談室（午前9時30分～午後4時 ※月曜・祝日休み）
熊本市中央区大江6丁目 1-85（中央区まちづくりセンター大江交流室内）
096-372-1228
- ・各区役所保健こども課
中央区役所保健こども課 096-328-2421
東区役所保健こども課 096-367-9130
西区役所保健こども課 096-329-6838
南区役所保健こども課 096-357-4135
北区役所保健こども課 096-272-1104

■必要なもの

償還の猶予を受けるには、状況に応じ、り災証明書や医師の診断書、雇用関係の喪失が分かる資料等を添付のうえ、申請が必要です。

■お問合せ先

- | | |
|------------|--------------|
| こども家庭福祉課 | 096-366-3030 |
| 熊本市母子父子相談室 | 096-372-1228 |